

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程 新旧対照表

改正(案)	旧
<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">改正 平成15年10月1日規程第6号 平成15年10月31日規程第15号 平成16年6月1日規程第31号 平成16年7月1日規程第32号 平成17年7月1日規程第49号 平成18年6月30日規程第65号 平成19年6月29日規程第85号 平成21年6月25日規程第126号 平成21年12月1日規程第134号 平成22年12月1日規程第150号 <u>平成24年4月1日規程第172号</u></p> <p>(目的) 第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給与) 第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、<u>地域手当</u>、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、通勤手当及び非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給) 第3条 役員の俸給月額を、次の各号とする。 (1) 理事長 789,000円 (2) 理事 692,000円 (3) 監事 646,000円</p> <p><u>(地域手当の月額)</u> <u>第3条の2 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3（地域手当）の規定に準じて支給し、その月額は当該役員の俸給月額に100分の3を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(俸給の支給定日及び支給方法) 第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。 2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">改正 平成15年10月1日規程第6号 平成15年10月31日規程第15号 平成16年6月1日規程第31号 平成16年7月1日規程第32号 平成17年7月1日規程第49号 平成18年6月30日規程第65号 平成19年6月29日規程第85号 平成21年6月25日規程第126号 平成21年12月1日規程第134号 平成22年12月1日規程第150号</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給与) 第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、通勤手当及び非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給) 第3条 役員の俸給月額を、次の各号とする。 (1) 理事長 789,000円 (2) 理事 692,000円 (3) 監事 646,000円</p> <p>(俸給の支給定日及び支給方法) 第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。 2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。</p>

(新たに役員となった者の俸給)

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

5 勤勉手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、のぞみの園が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額を超えてはならない。

6 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

(新たに役員となった者の俸給)

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額及び俸給月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

5 勤勉手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、のぞみの園が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額を超えてはならない。

6 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（非常勤役員手当の月額）

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額20万9千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（非常勤役員手当の月額）

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額20万9千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

- (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条の規定の適用については、第9条 第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条第3項及び第5項の規定の適用については、第9条第3項中「100分の77.5」とあるのは「100 分の75」と、第5項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

- (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条の規定の適用については、第9条 第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条第3項及び第5項の規定の適用については、第9条第3項中「100分の77.5」とあるのは「100 分の75」と、第5項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の趣旨に準じて、この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、第3条に定める役員の俸給月額については、当該役員の俸給月額から俸給月額に100分の10.00を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 前項に定める俸給月額については、第3条の2（地域手当の月額）及び第9条（特別手当）の俸給月額について適用する。
- 4 平成24年6月に支給する期末手当の額は、前2項の適用により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 第3条に定める役員の俸給月額に100分の0.23を乗じて得た額に12月（平成23年4月から平成24年3月までの月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額並びに同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額